

総務産業常任委員会記録

日 時 令和6年11月15日（金曜日）13時30分～15時47分
場 所 議員控室
出席者 小寺委員長、工藤副委員長、金木委員、逢坂委員、佐藤委員、村田議長
酒井建設課長、石垣建設課管理係主査、笹浪建設課主任技師
敦賀農林水産課長、杉野農林水産課長補佐
竹内デジタル推進課長
オブザーバー 阿部議員、村上議員、磯野議員、舟見議員、平山議員
事務局 渡辺局長、嶋元係長

小寺委員長

それでは、総務産業常任委員会を始めたいと思います。

今回は、休会中の調査事項として上げていた除排雪業務についてがありましたが、それに加えて令和6年8月の豪雨災害について概要が出てきましたので、その説明と、その後デジタル推進課の事業についてということで行いたいと思います。

それでは、まず酒井課長から内容のほう説明をお願いいたします。

1 令和6年8月豪雨災害（公共災・農地災）について

説明員 建設課 酒井課長、石垣主査、笹浪主任技師
農林水産課 敦賀課長、杉野課長補佐

酒井建設課長 13:30～13:39

こんにちは。このたびは、大変お忙しい中、総務産業常任委員会を開催いただきまして、ありがとうございます。

本日は、1件目に令和6年8月豪雨災害についてといたしまして、農林水産課と当課のほうから8月9日に発生いたしました豪雨災害に係る査定を今般終えましたことから、その内容と今後予定いたします復旧工事等について説明をいたします。

また、2件目は当課のほうから除排雪業務といたしまして、今年度の除排雪業務の内容につきまして、これまでの実績に触れながら説明をさせていただきます。

それでは、早速1件目の豪雨災害につきまして説明に入らせていただきます。説明は、着席し、行いますことをご了承願います。よろしく申し上げます。

私から建設課に係る災害復旧事業につきまして説明をいたします。

建設課の資料といたしまして、お手元の資料、表紙の次に添付しておりますが、2枚ございます。1枚目は、被災施設や延長、査定額を書いた表、もう一枚が被災箇所を記した図面となっておりますので、双方を照らし合わせながら説明を聞いていただければというふうに思います。

初めに、対象箇所等につきましては1枚目の表により説明をいたします。まず、1つ目に河川災害といたしまして、二股沢川がございますが、ここは8か所ございます。資料2枚目になりますが、図面の左上、工事番号第48号と記しており、ここが二股沢川の一番下流側となります。対象箇所には、それぞれ復旧延長を記載しており、河川災害の対象箇所にはバツを記しております。対象箇所は、ここから下のほうへ順に工事番号第49号、第50号、第51号、第52号と続いていきまして、次の第53号は対象箇所は図面の中央辺り、説明は図面中央の上に黒字で記載しております。ここから下の第54号、そして少し下になりますが、第55号へと続きまして、55号が一番上流側となります。ここまでが二股沢川における対象箇所となります。

同じく河川災害といたしまして、図面の右下、平、上羽幌地区の二十二線沢川であります。工事番号第56号、第57号の2か所が対象箇所となります。

河川災害の最後となりますが、ただいま申し上げました二十二線沢川の左側、平地区の計那詩川であります。左側、工事番号第58号とその隣の第59号が対象箇所となります。

以上が河川災害の場所となります。

続きまして、道路災害でございますが、図面の中央付近となります。町道二股幹線あります。工事番号第60号と記載しております。豪雨災害の場所は丸で記しております。もう一か所ございまして、図面の右側、中央付近に工事番号第61号で記しておりますが、この2か所が道路災害の箇所となります。

最後、橋梁災害ですが、対象箇所は図面中央の少し下、場所がほかの箇所と近いいため見づらくておりますが、対象箇所を三角で記しております。ここが町道二股幹線、工事番号第62号、第二二股橋となります。

被災状況につきましては、9月議会定例会で町長が行政報告で申し上げましたとおり、河川浸食、道路や橋梁は一部崩壊となっております。

資料の表1枚目を御覧いただきたいのですが、復旧延長につきましては、先ほどの図面やこの資料に記載しておりますとおりですので、施設ごとの延長についての説明は省略をさせていただきます。

また、復旧工法につきましては、河川災害につきましては連節ブロック等を使用した

護岸整備、道路災害は盛土や路盤整備、橋梁災害は崩壊箇所の原形復旧など、被災状況に鑑み、災害査定を踏まえての工事を予定しております。

次に、査定工事金額であります。表の一番右下、合計で4億9,152万円となっております。この財源につきましては、補助金が80%、残額には起債を充当し、起債に係る交付税措置は95%を予定しております。

最後に、その発注時期でございますが、一部崩壊いたしました橋梁の復旧につきましては、橋台の製作期間等を考慮いたしますと、融雪時期での発注となりますことから、被災いたしました橋梁の手前まで、具体的に申し上げますと表にあります工事番号と図面に赤色で記している対象箇所の復旧工事をできる限り今年中に発注いたしまして、農業者の来年の耕作に影響の出ない形での工事完了を考えており、残りの箇所についても来年3月には発注を終え、それらの工事につきましても秋頃には完了したいと考えております。このため、これに係る予算につきましては、早期に工事発注を図るべく速やかに予算措置いただけるよう精査しており、その工事金額につきましては今年冬期の工事となりますことから、除雪や現場での養生等、それらに関する諸経費、また翌年の発注工事では人件費の上昇等が見込まれますことから、先ほど申し上げました査定額に1割程度を上乗せした金額で予算措置させていただければと考えております。

以上が建設課からの説明となります。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

引き続き農林水産課のほうから説明いたします。

杉野農林水産課長補佐 13:39~14:00

農林水産課の杉野です。よろしくお願いいいたします。座って説明させていただきます。

それでは、私からは令和6年8月豪雨災害（農地災）についてというA4両面のレジュメに沿って説明をさせていただきます。

まず、レジュメの1、農地災害復旧事業についてということで、資料は続いてついてありますA3の、右上に別紙1と記載している農地災害復旧事業一覧表と農地災害発生箇所図の2枚となっております。一覧表の地区名に書かれている丸つき数字と箇所図の地区番号、これが連動している形になっておりますので、それで各被災地をご確認いただけたらと思います。

今回の8月の豪雨によって発生した農地災害で国の災害復旧事業で復旧を図るものについて一覧表に記載させていただいていますが、対象となるのは平で1地区、上築で2地区、曙で2地区、朝日二股で5地区の計10地区、耕作者数は9名、圃場数は田畑合わせて46筆の被災となっております。

災害発生の原因についてであります。8月9日の豪雨及び2級河川や普通河川の各

河川からの異常出水によるものであり、農地が土砂、流木、雑物の堆積、それと圃場の土や畦畔が流出するなどの被害を受けているところでもあります。

今後の復旧方法についてですが、一覧表のそれぞれ中ほどにある復旧工事計画に記載をしておりますが、原形復旧を基本として流入した土砂の排土、またはもともとの土壌と混ぜてしまう混層耕、流出した圃場の土の盛土や畦畔の築立、それと流木や雑物の除去等、国の災害査定を踏まえた復旧工事を予定しております。

災害査定結果による査定金額については、一覧表内に各地区ごとにも記載はしておりますが、10地区の合計額は一覧表の資料の一番右下にあるとおり、5,427万円となっております。その財源であります。災害復旧事業による補助率で基本50%であります。それに今後補助率の上乗せをするための増高申請を行い、その補助残額に起債を充てることとしております。それら財源を差し引いた最終的な残額については、分担金として対象の農地の耕作者に負担を求めることとしております。この件については、この後の説明でさせていただく災害復旧事業概要の中でも改めて説明をさせていただきます。

一覧表の右に発注時期ということで記載していますが、復旧工事についての現在当課が考えている発注予定を記載しております。

まず、①から⑤、平、上築、曙の5地区については、なるべく早期の復旧対応ができるようにと考えまして、令和6年12月に入札を実施し、工期については春工事も想定して、来年の5月末から6月末程度までの次年度繰越し事業と考えております。

続いて、⑥から⑩にある朝日の各地区については、いずれも建設課の公共災害復旧工事箇所と隣接しておりまして、農地災害復旧工事についても一体的に行うことが望ましいと考えておりますので、いずれも公共工事発注事業者と随時契約を行い、①から⑤と同様に次年度繰越し事業ということで現在考えております。

これらに係る予算についてですが、建設課と同様、工事費の上昇分等も見込みまして、1割程度上乗せした額で予算措置を考えており、ご理解をいただきたくお願い申し上げます。

以上が1の農地災害復旧事業についての説明とさせていただきます。

次に、レジュメの2から5まで、この農業の災害復旧事業に関して説明をさせていただきます。

2は、災害復旧事業に関する関係法令ということで記載しております。この事業の補助金の根拠は、(1)の略称暫定法というもので、国が災害復旧事業に要する費用を補助することが定められており、農地や農業施設の整備を行うことについて定めている土地改良法で土地改良事業の種類として農用地の災害復旧が位置づけられているものになっております。

続いて、3ですが、暫定法の農地解釈を記載していますが、災害復旧の対象農地は耕作している水田や畑とされています。

4は、暫定法の補助適用ということで、補助要件を記載しています。(1)に補助対象となるものが記載されていますが、農地、農業用施設、それぞれに1か所の工事費が40万円未満のものは対象とならないとなっております。なお、1か所工事の考え方についてですが、被災箇所間の距離が150メートル以内で連続する被災農地等は1か所とみなされておりまして、今回の被災地区の範囲、地区の決定についてもこの考え方で行っております。

(2)に被害を与えた天然現象の規定と記載しております。①に雨が原因による場合を記載していますが、24時間で80ミリ以上、1時間に20ミリ以上の降雨があった場合とされておりまして、災害があった場合でも雨量がこれ以下であった場合は災害復旧事業の対象とはなりません。②に8月9日の雨量の記載がありますけれども、羽幌川の雨量計で24時間雨量が156ミリ、1時間最大雨量が54ミリとなっており、羽幌町南3条の気象庁の観測地点でも1時間最大雨量が27.5ミリとなっておりました。こういうことによって規定に該当していることが確認できます。このデータからも、市街地と比較して山側のほうで集中的に雨が降ったということにより、今回の災害が発生したということが分かると思います。

続いて、5に今回の災害復旧事業(国庫補助対象)の概要について記載しております。

(1)に対象の農用地として農地1か所の工事費が40万円以上。

(2)に国庫補助率等ということで、①、基本補助率は50%。②に補助率の増嵩ということで、1戸当たりの査定事業費に応じてかさ上げがあるということで、今後増嵩申請をすることとしております。③に起債の措置ということで、補助災害復旧事業債を国庫補助残額に90%充当でき、元利均等償還額の95%が基準財政需要額に算入されまして、交付税措置されるということになります。

(3)に災害復旧事業における農業者からの賦課金(分担金)の徴収についてということで記載させていただいております。まず、①、内容ということで、これについては要は町が行う事業により個人が利益を受ける場合、その利益を受ける額を限度として、その事業に要する経費に充てるために受益者から負担金を徴収することができます。今回の町が土地改良法の規定に基づき農業災害復旧事業を行います。この事業により農地の所有者である農業者が利益を受けることとなりますので、対象となる農業者から分担金を徴収することとしております。

続いて、②に賦課徴収の根拠を記載しておりますが、昭和49年に制定した羽幌町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例に基づき賦課徴収をすることになりますが、

事業進捗による部分もありますので、令和6年度、7年度それぞれにおいて完了した事業を対象に賦課徴収することを予定しております。なお、本条例におきましては、これまでに行われた土地改良法の一部改正等に対応していない箇所や、あと賦課徴収の方法も含め、全般的な見直しが必要であることが分かりましたので、今回の災害復旧工事に対応できるよう条例の全部改正の議案を12月定例会で提出させていただきます。

最後に、③、受益者負担ということで記載させていただいておりますが、(2)の国庫補助等の財源措置を差し引いた残りが各農業者の負担額となります。国庫補助率は年度末にならなければ確定しませんが、これまでの推移からも農業者負担は事業費の10%以下になるものと考えております。

以上が災害復旧事業に係る説明とさせていただきます。

最後に、6の災害復旧事業対象外の農地等に対する町の支援ということで、るもい農業協同組合からの要望書を受けたことを踏まえての支援内容ということになりますが、補助対象外となる農地等の復旧事業及び町管理の橋の崩壊に伴い作物の収穫や作付ができない農地に対する支援として検討した内容をご説明しますので、A4片面の資料、別紙2、災害復旧事業対象外の農地等の整備に関する町支援内容説明資料を御覧ください。

まず、(1)に災害復旧の対象農地等ということで記載しております。1つ目が先ほど説明した国の災害復旧事業の対象とならない農地、2つ目が個人の農業用施設（橋梁、農道、用排水路等）としております。いずれも今回の災害発生後に町、農協で調査を行い、農家から申出のあったものの中で国庫補助事業とならなかったもの、これを対象とします。

次に、(2)の支援の内容についてです。これについては、るもい農業協同組合が事業実施主体として取り組む事業で、先ほど申しました対象農地等の災害復旧費等を事業費とし、一定割合を羽幌町が支援するものとして事業確定後にるもい農業協同組合へ負担金を支出することで考えております。①のアとイについては、平成11年度、平成29年度にも発生した農業災害時におきましても同様の支援をしている内容になります。

①の対象事業費ということで、括弧書きにも記載がありますが、後段のア、イについては災害復旧、ウは町管理の橋梁が崩壊し、通行できない農地への支援に係るものとなっております。まず、1つ目はアということで農地災害の復旧に係る費用、2つ目はイということで農業用施設の復旧に要する費用となります。3つ目はウということで、この内容についてですが、当初橋奥の農地に通行できるよう仮橋の設置というものも検討していたところなのですけれども、その費用が国庫補助の対象とならず、町単費による負担となること、工事費も本復旧と同じぐらいの費用がかかること、また仮橋設置にも工期がかかるということで、仮橋を設置せず、本復旧で対応するという町の方針となり

ました。このため、橋の奥で作付をしている農地への通行ができなくなるという支障が耕作者に生じてしまったことから、令和6年度においては対象農家1戸、令和7年度については対象農家2戸に対し支援を行おうとするものです。

その具体的な支援ということで、②に記載しておりますが、アとイの災害復旧費用に対する支援については、令和6年度、7年度事業に係る、その費用の80%を町で支援しようとするものです。また、ウについては、令和6年度においては作物を収穫できない、令和7年度においては作物を作付できないことに伴う減収分を支援することで考えているという内容であります。なお、支援費用は先ほど申しました負担金として各年度ごとの事業確定後に支出することと考えておりまして、令和6年度におきましては3月に補正予算を計上させていただきたく考えております。本年は、米価が回復傾向でもあり、収量も平年並みと見込まれているところで、このような災害の被害を受けていること。また、小麦、大豆等の畑作物は春先の低温や長雨によって減収が見込まれているところに輪をかけて災害による被害を受けている。さらには、肥料等の資材価格は高止まりが続いているなどの農業情勢が大変厳しい現状であるということも鑑みまして、今回の災害により被災した農業者を対象に農業経営及び生産基盤の維持を図るべく、るもい農業協同組合が実施しようとする農業者支援策に羽幌町としても支援の手を差し伸べたく考えておりますので、ご理解をいただきたくよろしくお願い申し上げます。

以上、私のほうからの今回の農業災害に係る一連の説明とさせていただきます。

小寺委員長

それでは、質疑に入りたいと思います。

今回は公共災害と農地災害、2つの分野に分かれていますので、質疑の際はどちらか分かるように質問していただければなというふうに思います。質疑のある委員は、挙手をお願いいたします。

— 主な協議内容等（質疑） — 14:00～14:27

工藤副委員長 今一番最後のほうに説明受けたところが分かりやすいので、聞いていきます。まず、全体的な災害の復旧といいますか、それは内容を聞いていると分からない部分もあるのだけれども、農業者の来年の春からの、農業分野でいう作付というか、きちっと収穫できるようにはなるのかどうかというのが気になるのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

敦賀課長 お答えいたします。今のは、今回の災害を受けて、作付に間に合うように工事が終わるのかどうかというご質問だと思うのですが、基本的には当課では早いうちにそういう発注をかけて、来年の作付に間に合うような形では工事は進めたいと考えているのですが、あとは発注を受けた事業者との絡みもございますので、今の段階で明確にそういった間に合うということは断言はできないのですが、その辺は当初の段階から農業者の方にもそういうご理解をいただいた中で国の補助事業に乗かって事業を進めるといこともご理解をいただいておりますので、うちとしてはなるべく間に合うような形では進めていきたいという考えではございます。ただ、現実的に工事の状況によっては間に合わないこともあり得るといことはご了承いただければと思います。

工藤副委員長 何か詳しい説明というか、基本的には来年度から作付ができるのだという基本であるけれども、万が一のことがあったときにはできない可能性も幾分あるのだと、そういう捉え方でいいですか。

敦賀課長 そのとおりです。

工藤副委員長 そうしたら、このことについては農業者に、そこで農業をやっている方には、今の内容という部分は説明済みなのですか。

敦賀課長 その点については、当初の段階で国の復旧事業を使ってやるといったときに、各農家さん回ってそういう説明をさせていただいた上で農家さんからのご了承いただいた上でやっているということでご理解いただきたいと思います。

工藤副委員長 それから、一番最後の説明のところで、農業者に支援という部分で町が支援する部分が80%で農家負担が20%ということで書いているのですが、実際に農家の方も負担があるのだということの捉え方でいいのですか。

敦賀課長 この20%の部分については、国庫補助以外の、国庫補助の対象にならない農地の災害復旧に対しての町の支援という部分で、基本的にはその事業、災害復旧するには事業費は必ずかかりますので、その20%は農

家さん負担ということになります。

工藤副委員長 そうしたら、その部分のこの内容も負担が発生する農家さんには説明済みなのですか。了解もらっているのですか。

敦賀課長 お答えします。その辺については、農協さんのほうからもそういう事業内容を説明した上で了承というか、そういう説明をして理解いただいているものと思っております。

工藤副委員長 もう一点、僕は現場のことは詳しく分からないのですが、1件の農家さんが橋が崩れて橋を渡ることができないから、今年の収穫ができなかったという。その部分の支援というのは何かあるのでしょうか。

敦賀課長 その部分につきましては、基本的にはその橋自体は個人所有の橋ということで、その補填について本人が加入されている共済保険というのですか、それに対応していただくというような形になろうかと思えます。

工藤副委員長 そうしたら、基本的に災害がなければ収入というか、収穫のものがあつたと思うのですけれども、それが全くなかったという部分の手当てというか、そういうのは何もないということですか。

小寺委員長 暫時休憩します。

(休憩 14:06～14:06)

小寺委員長 会議を再開します。

敦賀課長 先ほど申し上げた内容のとおりなのですが、基本的にはご本人が加入しているそういう共済等の保険で賄われるといたしますか、対象としてなっていると思われま。

工藤副委員長 僕分からないから聞くのだけれども、その保険というのは、例えば基本的にこのぐらいが収入あるという、その額ぐらいは保険で下りるものな

のかどうか分かりませんか。

敦賀課長 こちらのほうでは、共済の中身まで把握していませんので、どの辺の割合まで出るかというのは押さえておりません。申し訳ありません。

工藤副委員長 それから、今建設課のほうと農林水産課のほうで説明受けた、この分け方というのは、建設課さんのほうで説明されたのは河川と道路、あるいは橋という部分で、農林水産課のほうの説明は作物を作る農地のことかなと、その2つに分かれるような感じで僕受けたのだけれども、それはそういう捉え方でいいですか。

酒井課長 そのとおりでよろしいです。あくまでもうちは河川区域ですとか道路敷地だとか、そういうようなところはこちらでやっていくということになります。

逢坂委員 まず、1件目に建設課のほうから説明を受けた件ですけれども、2枚目の内訳書いた中身なのだけれども、発注時期についてお聞きしたいのだけれども、令和6年12月に発注したいということですとずっと河川復旧とかあるのですが、ほとんど12月発注ということで、一応発注して、いつ頃、今まず発注した部分の完成予定というか、見込んでいるのか、まず1点目。

酒井課長 一応担当課の考えといたしましては、基本的には令和6年度内なのですからけれども、一部箇所によっては繰り越してというようなもの、今実際にどういう工法ですとか細かい設計をしておりますので、中には3月を越えて4月ですとか5月ですとか、そこを工期とするものも出てくるかなというふうに考えています。

逢坂委員 そうすると、冬場にかけて工事をやるという大変なことなのだけれども、そういう考えで来年度までまた延びるという可能性もあるということで、そういう理解でいいですね。

酒井課長 そういうのもありますし、中にはやっぱり工事していく中で農業者が作

業するとか、そういう部分の調整が必要な時期も出てくるのかなというものはありますので、その辺を考慮した中で工期を長めにしなければいけない区域も出てくるのかなと。例なのですけれども、工事番号48号であれば延長は短いのですけれども、中には長い延長もありますので、工事の内容によってそういうような区分けをしていく必要があるのかなというふうには考えています。

逢坂委員 そこで、工事発注時期について53号と59号、空欄になっているのですが、これは何か訳があって空欄になっているのかどうか。

酒井課長 特段ないのですけれども、口頭で説明したとおり、赤については基本的に令和6年12月、それ以外については令和7年3月ぐらいに発注をかけたいというふうに思っておりますので、その時期にはできればというふうに考えています。中には、やっぱり資材を用意したりだとか、仮に農家さんが使えるような仮道を整備するだとか、そういう工事の中身も考えなければいけない部分がありますので、予算につきましては先ほど申し上げました一括で予算計上させていただきまして、区域ごとに工事の発注時期を分けてやっていきたいと考えております。

逢坂委員 それで、工事費の関係で1点聞きたいのだけれども、全体でいえば4億9,000万円かかって、国のほうに80ということで、先ほど起債か何か使うということなのだけれども、町の起債額というか、幾らぐらいになるのか分ければ教えていただきたい。分からなければ、後でもいいです。

酒井課長 基本的には、工事費の8割が国、その残額の起債借り入れるのは満額借入れはしているのですけれども、交付税補填は95%を見込んでいますので、そういう率として……

逢坂委員 分かりました。それから次に、2枚目の農林水産課のほうの説明の中で、私もこれだけの被害があったのかなというふうに驚いているところなのですけれども、内訳、地目だとかというのは、田は田んぼの田でいいのかなと思うのと、畑は作物だとか、そういう理解でよろしいですか。

杉野課長補佐 田については、水稻を植えることができる田です。あと、畑については、作物をメインに作付している場所という形になります。

逢坂委員 分かりました。それで、入札予定、発注時期になるのですけれども、全てこれには次年度繰越しという事業になっているのですけれども、先ほどの説明では5月末から6月、雪解けを見てやりたいということなので、すけれども、全て次年度繰越しということで、本年度は一切手をつけないということでもいいですか。

杉野課長補佐 お答えします。できれば早めに発注をして、降雪の状況とか、そういった部分も出てくると思うのですけれども、手をかけられるところについてははかけると。例えば3月の早めに雪解けが始まって工事ができるとか、そういうことも考えられるので、年度内にかけるところはかけて、それで間に合わない、多分恐らく間に合わないという部分考えられるので、それについては4月以降の工事ということで、何とか6月末ぐらいまでには完了できればなということで考えております。できれば、さらに来年の作付にも間に合うような形で施工できれば一番いいなということでは思っています

逢坂委員 分かりました。やはりそういう農家に田んぼでも畑でも影響出ないようにやっていただければなというふうに思います。それで、これは支援の関係で3戸だけを今のところ考えていると。6年度に1か所、農家1戸、それから先ほど工藤委員の質問と関連しているのですけれども、7年度の作付に関してできない農家2戸に対して支援するというので、ほかの農家を調べたら12戸、被害に遭っている現状の中で、3戸だけが支援対象になるという部分で、ほかの部分は影響がないということでもいいのかな。収入というか、田んぼ、畑やるのに影響がないということで、そういう支援は考えていないということ。

敦賀課長 今回ウに書かせていただいている支援という部分に関しては、基本、今回災害復旧やる部分については、土地を原状に戻すというような工事をやるということで、なるべくそういう作付には間に合うようにやりたいという原課の希望としてはございます。このウとしてやっている支援に

については、作付云々ということではなくて、町が管理している橋梁が自然災害で崩落してしまったということで、結局農家さんに行きたくても行けないという状況をつくっているような状況になっているものですから、そういう部分に関して支援をするということなので、それで橋の奥の農家さん2戸に対してのみ減収分を支援したいという考えで検討している内容になっています。ですので、橋の奥の農家さん2戸だけということですが。

逢坂委員 最後になるのだけれども、2つ関連するのですけれども、これだけのいろんな河川工事、道路の工事、それから田畑の工事、一遍にある程度の部分、何か同時進行を先ほどちらっと、酒井課長かな、どちらかが言ったと思うのですけれども、杉野課長補佐……。随契で工事屋さんに今ついでと言ったら言葉悪いですが、同時にやりたいという部分で、だから同時に進行して、それが例えば工事屋さん、やるほうの工事業者が、それで間に合うのかな、足りるのかなという心配なのだけれども、その辺は河川の工事と田畑のやりくりの工事というのは、うまく融合性が取れてやっつけていけるという町の考えかどうか。

酒井課長 先ほど杉野補佐から申し上げたとおり、中には農地と河川敷地が近い場所もございますので、そういう場所は災害工事請け負った業者に農地の工事も行ってもらいますとか、そういう調整は当然していきたいというふうに考えています。

逢坂委員 そうしたら、再確認だけれども、この2つの雨による災害については、来年度中に全てを終えて、農家さんに負担、ご迷惑をかけないという部分で工事を進めるという町の基本的な考えでいいのかなということで、もう一回確認の意味で。

酒井課長 現在の考えといたしましては、来年中には終えたいというふうに考えています。

村田議長 私的な部分になってしまうかもしれないので、申し訳ないのですけれども、まず災害のほう、先ほど逢坂委員も言っていましたけれども、次年

度というところで、番号でいくと59号、ここを先ほど言ったように6年度でなくて7年度に下がるというところで、奥に農地があって、仮道路さえ造れば行けるのですけれども、何か考え方として川、雪解け水がこうなると、また崩れていくような気もするし、この部分が6年12月に発注できないのだなということだよね、多分。その理由というのは、さっき言ったことが理由なのか。もしできるのであれば、早く復旧していただいたほうがいいかなと思うのですけれども、そこら辺どういうことで来年度になったのか、経緯が分かれば。

笹浪主任技師 59号におきましては、冬期の養生を工法的にコンクリートを固めてやる仕事で、今年度出したにしても工期的には間に合わないということもありまして、作付遅れされている方もいるので、その人を優先的に取りあえず行ってもらう程度のもを造って、それから冬の間の冬期養生を省いた感じで夏場に造っていきたいなということで、これは3月ぐらいに発注して、来年度の秋ぐらいまでの完成目指している形で行いたいなと当方では思っています。

村田議長 そうしたら、奥の農地の方には耕作できるように簡単な道路と言ったらいいのか、何かそういうことをしてやるということ。

笹浪主任技師 それで、3月ぐらいに工事発注して、そういう段取りをしていただければなということを思っております。

村田議長 分かりました。もう一点、2ページ目の災害復旧事業の中で最終的に受益者負担を求めるところの最後、③番目に事業費の10%以内という数字がありますけれども、ここの分の見通しとして、起債の部分からも勘案した中で実際的には、ここには1割、10%以内となっていますけれども、考えというか、このぐらいになるだろうという目安と言ったらいいのですか、もし分かれば教えていただければなど。

敦賀課長 基本的な考え方、最初から説明させていただくと、杉野補佐からも説明はあったのですが、農業者が負担する額につきましては事業費から国庫補助金を差し引いて、その残額に補助災害復旧事業債を充てた残額が農

業者負担というふうになります。国庫補助金の確定は、最終的に3月中旬以降ということで、年度末にはなるのですけれども、昨年度の例でいいますと、増嵩申請後の数値ですが、約85%程度のようなので、その85%の数値とした場合では圃場代に起債を充てた残りの、最終的には2.175%が農業者負担というような形になります。今言った85%というのは、増減いたしますので、今年度がどの程度になるのかによって、この数値が上がったり下がったりというような形になるかと思えます。

村田議長 今課長の説明、かなり受益者負担は減るようなのですけれども、先ほど言った85%というところの見通しというのは全然分からない、それとも……。そこをもし情報としてあれば教えていただければ。

杉野課長補佐 ただいま他機関にも協力を求めて、本当に試算している最中なものですから、今の段階で明示できないかな。ただ、先ほど課長もおっしゃったとおり、昨年例で大体85%、大体それぐらいはあるのではないかという話では聞いてはいるのです。ただ、はっきりとしたことは申し上げられないので、はっきりしたものについては今試算中ですのでご勘弁していただきたいなど。

村田議長 分かりました。かなり受益者の、最初1割超えるようなことは絶対ないよということだったけれども、そこまで下がってくれると農業者としては非常に助かるのかなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。終わります。

佐藤委員 1つだけ聞きたいのですが、前もって橋の関係で組合のほうからふ化事業に対しての放流事業に対して、ある程度橋が崩れて、本年度あれした。来年、令和7年4月以降に橋なんかをやった場合に、秋口のいわゆる放流事業あたりについてのあれらの関係で、それまでには間に合っているような格好になるのでしょうか。

酒井課長 一応橋の復旧につきましては、その奥の道路含めて秋頃には行かせたいというふうな思いでおりますので、そこが通れば当然奥まで通行できると思いますので、作業は可能なのかなというふうには考えております。

改めて方針等まとめましたら、説明に上がりたいと考えております。

小寺委員長 ほかにございませんか。(なし。の声) それでは、ないようですので、12月定例会では条例の改正と補正があるということですか。

酒井課長 いいえ、補正ないのですけれども。

小寺委員長 と思ったのですけれども。

酒井課長 補正予算だったのですが、できるだけやっぱり雪降る前に発注したいということがありますので、今臨時会を開かせていただきたいということで調整をしているところです。できれば今月中にというようなお話あったのですが……

村田議長 了解しています。

酒井課長 ということで行きたいというふうに思っています。中には5,000万円を超える工事がございますので、その工事契約は議決が必要になってきますので、そのスケジュールを鑑みながら動いていければと思っております。

小寺委員長 それでは、臨時会がこれから行われるのであろうということと、あとは条例の改正は12月ということでありますので、また議会としての数字もしっかりしていただきたいというふうに思います。
それでは、1つ目の関係はこれにて終了したいと思います。ありがとうございました。(何事か呼ぶ者あり)
35分まで休憩いたします。

(休憩 14:27～14:35)

小寺委員長

それでは、次の令和6年度除排雪業務についてを議題とします。
石垣主査から説明をお願いいたします。

2 除排雪業務について

説明員 建設課 酒井課長、石垣主査、笹浪主任技師

石垣建設課管理係主査 14:35～14:44

建設課の石垣と申します。よろしく申し上げます。説明は座ってさせていただきます。

お配りした資料を基にご説明させていただきます。令和6年度の除排雪業務内容につきまして、資料の1ページ目、除排雪業務契約についてですが、契約期間につきましては今年度についても例年どおり12月を開始とする予定でございます。なお、11月中に除雪作業が必要となった場合につきましては、例年同様住民生活に影響がないように道路維持管理業務の中で対応することとしております。契約方法につきましては、随意契約としまして、今年度の予算規模はトータルで1億5,317万7,000円であります。なお、これまでの実績は、今年度の道単価を踏まえまして、今年度の委託費を設計し、当初予算内の契約が可能なものと見込んでおります。また、記載はしておりませんが、積算について市街地区についてはこれまでは時間数の算出について、除排雪とともに過去5年間の実績のうち一番多い年と少ない年を除いた3年間の平均の75%としておりましたが、今年度から除雪100%、排雪50%ということで、時間としましてこれまでの積算額と大きな差がないことから、事前にその考え方を委託予定組合へ説明の上、了承を得ておりますことをご理解願います。離島地区に関しましては、運転手を常時島内に拘束させておく必要がありますので、今年度からこれに関しても費用を上乗せし、積算しているということでございます。

次に、除排雪業務の概要につきましては、昨年度から特段変更はございません。1、除雪延長につきましては、車道、歩道を合わせ128.9キロメートルです。

2の実施方法については、市街・原野地区については羽幌町道路環境事業協同組合さんへ委託。離島地区については、島内の業者への委託を予定しております。

3、市街・原野地区の業務内容等につきましては、(1)、作業時間については午前5時から午後5時まで、(2)、作業工法は車道、歩道の除雪作業のほかに、路面整正、排雪、融雪剤の散布などを行います。(3)、町から受託業者への貸与車両については、除雪ドーザ等、合計15台でございます。こちらについては、最後のページ、別紙1をつけさせていただきますので、参考に見ていただければと思います。(4)、作業目標ですが、記載のとおり車や歩行者が安全に通行できる状態を確保することとしております。(5)の作業基準については、車道及び歩道の除雪は降雪量がおおむね10センチに達した場合としておりますが、気象状況や道路状況などを総合的に判断することとしてい

ます。路面整正については、通行車両が危険を回避するために道路を逸脱、または反対車線へ進入する可能性があるものと判断した場合には行うこととしまして、排雪については除雪作業において作業目標を達成することが困難となった場合に行うこととしています。

続いて、めくっていただいて2ページ目なのですが、こちらは令和5年度の実績になります。1の稼働実績につきましては、市街・原野地区についてですが、除雪、排雪、原野地区、合計の稼働時間が前年度比98%の8,589時間20分となっております。次に、離島地区についてですが、離島地区合計の稼働時間が前年度比72%の155時間25分となっております。下の表については、参考程度に見ていただければと思います。

次に、めくっていただきまして3ページ目なのですが、委託料の実績についてです。令和5年度の予算内訳で最終契約額は市街・原野地区で1億6,672万7,000円、令和4年度の1億6,552万8,000円から119万9,000円の増額となっております。天売、焼尻地区は最終契約額は合わせて381万4,000円となりまして、市街・原野地区合わせた合計が1億7,054万1,000円となっております。こちらの表も参考程度に見ていただければと思います。

4ページ目の3、各種実績についてですが、前ページの資料と重複する部分もありますので、一番下の修繕の実績のみ説明させていただきます。令和5年度につきましては、合計約987万8,000円となっております。前年度比約751万1,000円の減額となっております。平成15年度に購入したロータリ除雪車のトランスミッション取替えが令和4年度ありました。その分、大きく増額しておりましたので、令和5年度はおおむね例年どおりかなと思っております。

次の5ページ目、気象資料についてなのですが、令和5年度の降雪量は526センチ、最深積雪が121センチと、過去10年で比較すると降雪量及び最深積雪は平均を超える量でした。令和6年2月の降雪量は平均より少ないのですが、令和5年12月及び1月が多く降っております。

次、6ページ目についても参考資料という形なので、見ていただければと思います。

最後、7ページ目、苦情件数についてなのですが、令和5年度は12月が30件、1月が22件、2月が13件、3月がゼロ件、合計65件となっております。前年度の39件から26件の増となっております。苦情内訳についてですが、除雪依頼というのが46件が主な内容となっております。令和5年12月の降雪量が多かったことから除雪作業の問合せが多くございました。今後につきましても、苦情内容等、都度共有し、運転手や作業員が把握して注意を払いながら安全で丁寧な除排雪作業を行う体制を整えていきたいと思っております。

以上、除排雪業務に関する説明をさせていただきました。お願いします。

小寺委員長

それでは、質疑のほうに移りたいと思います。質疑のある方は、挙手にてお願いいたします。

－主な協議内容等（質疑）－ 14:44～15:26

工藤副委員長 まず、毎年除雪のことについては、町民から直接要望等いただいて、前年度というか、今年の始まりぐらいまで酒井課長のところに何度かお邪魔して、町民からの要望等伝えていました。1つは、その中で思っていたのは、朝の時間帯の除雪が終わった後、あるいは朝の除雪がなかった後に雪の降る量が多くて、そのときは夕方4時ぐらいになって町民から電話をもらったのですけれども、家から町に行きたいけれども、もう出れないということがありました。そういう部分も常に気を配って、降ってきたな、降り方多いなというときには、やはり日中でも除雪をする方向で今後やっていただきたいと思います。

それから、もう一点は、少し暖気の日があると。これは、中通りが特に多いのですけれども、雪が緩んで、車通るとぬかってということがあって、僕も状況を見たことは常に建設課に言うようにしているのですけれども、やはり通ってすぐ町のほうに逐次電話なりで言える人であればいいのですけれども、なかなかそれも言えなくて、そのままになって、最後には通り抜けできなくて、はまってしまうという方もおりますから、この辺の気をつけ方もやっていってもらいたいと思います。

そんなことを2点思いましたので、今年はどのようにして対応するのか聞きたいと思います。

酒井課長

まず、1点目の早朝以降の除雪の件なのですけれども、実際昨年12月21日、朝9時ぐらいから一気に降り始めた日がありました。そういう日は、朝10時ぐらいからスタートしたときもありますので、そこは降雪状況なんかを踏まえて対応はしていきたいというふうに思っています。会社のほうは、雪がなければ違う仕事の現場に行ってしまうたりということもあるものですから、スタートまで時間を要することあるかもしれないの

ですけれども、そういう場合については対応はしていきたいというふうに考えています。

また、暖かくなりまして、ざくざくの日が、その辺も結構苦情が多く来ます。時期的に2月だとかに多いのですけれども、排雪作業を行っている時間帯とぶつかるものですから、確認はして対応はしているのですけれども、あまりひどいときはパトロールをしながら、削ってはいるのですけれども、中には最初はなかったのですけれども、大きい車が通ったことでわだちができたということもあると思いますので、そこは今年、焼尻にうちの職員行かないで済むところもありますので、パトロールだとかに、組合のほうと連携を密にしながら対応していきたいというふうに考えています。

工藤副委員長 分かりました。それから、去年の8月に意見交換会を議会のほうでやったのですけれども、そのときにあった意見があるのですけれども、そこで一番多かったのが車道の除雪していった雪、これがやっぱり高齢者が特にその雪をよけるのが大変だということが、結構そういう意見がありました。今までの除雪のやり方は、車道の雪を寄せていって、そのままにしておいて、1か月、2か月たったら排雪をするという流れでいるのですけれども、雪が降ったときの除雪やった後の片側に残った雪をその日のうちに排雪するやり方をできれば、こういう高齢者の方も大変な思いしなくてもいいのかなと思うのですけれども、その辺そういうことを実施するという、そういう考えはないのかどうか。どうでしょうか。

酒井課長 除雪につきまして、どうしても全ての雪をきれいに取って作業をしていくということは難しいところがありますので、そういうところをご理解いただきたいとは思いますが、残したものを排雪していくというものについて、これだけ町の広い範囲を限られた時間の中でやっていると。運転手も機械の数も限られておりますので、なかなかそこまできれいにやるというのは今の体制では難しいのかなというふうに考えております。繰り返しにはなるのですけれども、組合のほうもできるだけそういう配慮をしながら運転してほしいということを伝えていきたいと思っておりますので、その点ご理解いただければと思っています。

工藤副委員長 それは、今後考えてほしいなということで、頭にとどめておいてもらいたいと思います。

それから、町の除雪が来る前の時間帯に業者にうちの前の雪をきれいにしてもらっている人がいて、せっかくきれいにしたのに、また車道削ったやつを置いていくという、そういう意見も結構ありました。除雪の車の除雪するスピードを若干緩めると、その置いていく雪もそんなに多くなくできるように僕思うのですけれども、その辺の気使って、このうちはきれいにしてあるから、この部分はゆっくり走ってあげようかなという、そういう部分もやっていくと若干違うのではないかなと思うのですけれども、その辺はどう思っていますか。

酒井課長 繰り返しになるのですけれども、やはり当然路線ごとに走る順番も決まっていますし、子供たちが登下校する時間帯までには危険防止のためにも作業を終えなければいけないという部分ありますので、当然すごい吹きだまりがあった日だとかについては、通常5時からのスタートのところを早めにスタートしている実績もあります。できるだけ従事している組合については一生懸命やっていただいているのですけれども、そういうご意見いただいたということは伝えていきたいというふうに思います。

佐藤委員 今言った工藤さんのこともあるのですが、この契約の期間の始まる前に、組合さんと町側と、あるいはいろんな今年の除排雪の問題についてとか、昨年度の除排雪の問題について町民からこういう苦情がありました、今年はどういう予算でやりますとか、そういう打合せの会議みたいのは毎年やっているのですか。

酒井課長 事前に町の考えを今年はどういう考えで、先ほど設計の考え方変えましたということもお伝えするような機会は一度設けております。その際に、12月契約前にとということで、同じ組合に委託している、夏場の道路管理業務の中でやっていただきたいということは伝えております。あと、細かい部分につきましては、今うちの職員が車両の点検等している最中でして、それが終わりましたら、実際に組合のほうで中心になる方と、今年の運転手の体制もありますので、その辺を含めながらすり合わせをす

るということで、昨年2月の委員会の際にも排雪のルートの話も出たことがありますので、そういうことは意見としてご意見ありましたということで伝えながら、より効率的な業務に当たってほしいということの調整はしていきたいと思っています。

佐藤委員

ぜひともそういう形で、組合に、いわゆるこういう紙とかではなくて、組合の人たちを全員集めてでもいいから、そういうのをできれば個々に周知できるような格好を取っていただきたいということと、あとせめて最低限この除雪の関係で、いわゆる観光ルート、天売、焼尻に行く道路、あるいはホテルの前の高速バスが来る道路辺り、中学校、小学校の通路はそのコースと別に、朝一でも必ずそういうところはやっぱり優先してやってもらわないと、観光で来たバスが通れないで、昨年もお願ひした経緯があって、羽幌の顔もありますし、その辺は極力優先してやっていただかないと、通学路にしてもそのとおりで、そういうところはこれとは別にこの組合さんのほうにも一つお願いして、天売、焼尻なんかなら7時過ぎでないと来ないものだから、その前からみんないろんな人たちが来るのにも除排雪はその後に来るような格好なものだから、途中ではまったり何だりしている人がいるわけです、観光道路で。だから、そういうことのないように羽幌町として少しそういう考え方を持っていたければありがたいのですけれども、そういうような考え方で組合さんのほうにも周知徹底していただきたいのですが、よろしいですか。

酒井課長

先ほども、恐らく排雪の部分ですね、どうしても排雪する際にダンプが移送するルートを優先にというのがあるものですから、そこを優先しながら、やっぱり安全にだとか、大型車両がよく通るとか、そういうところをまず優先的にというようなこと、可能かどうかというものも含めながら、今佐藤委員おっしゃったようなことの調査はしていきたいというふうに思っています。

逢坂委員

私、苦情の内容について若干聞きたいのですが、7ページになります、5番目の。昨年度、特に目立つのは除雪依頼ということと、それから置き雪の苦情が少なかったという、目立って件数上がっているのですが、これについて除雪依頼についてと置き雪は何かいい方法でお願いしたの

か、その辺の内容分かれば教えていただきたいと思います。

酒井課長 苦情の内訳といたしましては、去年一番多かったのは12月21日に9件あります。そこは、さっき工藤委員がおっしゃったように、朝以降に雪が降り出したという部分で、日中は除雪が来ないのでかという苦情が多かったのが事実です。それと、1月に変な風が吹きまして、吹きだまりが多くできました。特に幸町だとか、その辺のほうで吹きだまりができたのですけれども、そういう苦情が多い状況にありました。多いのは、どっちにしても除雪が終わった後で、朝やらないで積もった雪に対する対応とか、そういう部分での苦情で除雪というような項目が多くなったというところですよ。

逢坂委員 置き雪の苦情件数が少なくなっているのだけれども、置き雪の件については毎年どういう方法がいいかという部分は苦労されていると思うのですが、昨年の件数が極端に少ないので、うまく除雪やっているのかなというふうに、何か変わった方法をお願いしているのかなという部分で今確認。

酒井課長 特段苦情はないのですけれども、ただ当然そういう苦情が全くゼロではありませんので、そういうことはこういうことありましたよということ運転手のほうには伝えますので、その中で改善されたのかたまたまなのか分からないですけれども、うまく組合のほうで対応していただいているのかなというふうに理解をしております。

逢坂委員 それから、一番最初に戻りまして、最初に聞けばよかったのだけれども、融雪剤の散布というのは、これ去年からたしかやっているという部分は聞いていたのだけれども、具体的にどういう場所を融雪剤散布。国道とかそういうのは分かるのだけれども、道道とか。町道で融雪剤散布するという、どういうところが主にあるのかなという。

笹浪主任技師 6条通りのセイコーマートの前とか高台の上っていく通りとか、坂道に面する場所を散布しております。

逢坂委員　それで、また話はがらっと変わるのですが、排雪の関係なのだけれども、去年私も言ったのだけれども、それには佐藤委員からもお話があった。特に中学校の、去年言ったときは排雪が全くされていなくて、本当に1車線しか車が通れなかった。今年は、来年度含めてそういうことのないように、来年度でなくて今年度ですね、予算ですから。できるだけスクールゾーンを重点的にやってあげないとまずいと思うので、その辺を含めて、観光道路もそうですけれども、排雪。毎年、私の感覚では排雪が少なくなったというのはあれなのですけれども、予算多少かかっても、やはりそういうところは重点的に排雪を早くやるとかというふうな方針で町も進んでいってほしいなというふうに思いますので、それはお願いなのだけれども、昨年みたいなことのないようにぜひ進めて、組合のほうに言っていただければと思いますが。排雪の関係なのですけれども。

酒井課長　その辺につきましては、そういう道路を優先的に排雪をしたいということをお伝えながら、その中で当然車両の通行ルートもございますので、一概にここだけというふうにはならないと思いますので、協議をした中で対応したいと。また、町としましても、今まで排雪場所に入れていなかったのですけれども、総合体育館の6条側、空き地を一部ヘリポートで使ってはいるのですけれども、それ以外の空き地があるものですから、そこを排雪場所にすることでダンプの運転時間だとかが縮小されるということで、作業の効率化が図れるという部分も考えまして、今年からその一部に雪を捨てれるような形にしましたので、少しでも効率的に対応できればというふうに思っています。

逢坂委員　もう一点だけ、これも毎年言っていることなのだけれども、排雪に関して町側は常にダンプが足りないとかという答弁を毎年言われるのです。ダンプの台数が足りないから、どうしても排雪の回数が少ないという部分で何か答弁されていると思うのですけれども、このダンプについて、10トンダンプなのか8トンなのか分かりませんが、これは昨年言えばよかったのですけれども、今年度事前に調べてほしいのは、町内業者で町に貸出しするようなダンプを所有している業者とか、それから台数、排雪に借りれる台数だとか、これ事前にそういうことを調査しておいて、これで排雪するときに事前契約ではないけれども、お願いするような形

も、組合だけをお願いするわけではなくて、組合にも調べてもらって、組合の台数って決まっているのです、持っている台数というのは。だから、その辺をうまくやりくりして町内のダンプを有効に活用するという方法も私は必要だと思うので、ぜひそういう所有業者の台数、使える台数というのか、そういうのを調べておいて、できるだけフル活用して排雪だとかそういうのに活用すれば少しはよくなるのかなと思うので、ぜひそういうのも調査しておいたほうがいいのではないかなと思うのですが、この辺は意見というかお願いなので。ダンプ数が足りない、足りないということで排雪ができないのであれば、できるだけそういうのを調査しておいて、何台ぐらい活用できるのかなというのを知っておいたほうがいいのかと思うので、ぜひその辺も含めて町としてスムーズに排雪できるようにしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。お願ひですので、答弁はなければよろしいです。

酒井課長

どうしても、ダンプの台数自体は恐らくある程度、町内業者であれば同じ建設業者のほうで共に把握はされているとは思うのですが、やっぱり今から押さえること自体が、当然契約とかもございますので、もし雪降らなかつたりしたりだとかもありますし、また去年は土木工事が多くあって、もう既に町内のダンプがよその工事に行っていたということも聞いております。また、羽幌が大雪になる前に違う自治体のほうにダンプが行っていたということもありますので、作業の段取りを早く考えてだとか、そういうふうにもなっていくのかなというふうに思いますので、その辺は当然組合のほうと調整しながらしていきたいというふうに思っています。

逢坂委員

これは、去年の例なのだけれども、去年は苫前のほうに、これは大変申し訳ないのだけれども、苫前のほうに羽幌町のダンプが行っていたという、実際にそういうことを聞いているので、できるだけやっぱり羽幌町のために協力していただくように業者さんにもお願ひするというのが町のあれでないかなと思うので、あまりそういうことがないように、隣町も足りなくて羽幌町に頼んだと思うけれども、羽幌町自体が排雪がうまくいかないとなると大変なことになるので、その辺も含めてお願ひしたいというふうに思いますので、答弁はいいです。

工藤副委員長 例年、国道と道道と、それから町道とあるのですけれども、どうしても状況を見ると、国道やって道道やって、それから町道という、大体のここ近年の流れがあるのですけれども、僕は国道の始まる前にやっぱり町道の主要道路の排雪をやっていくと、その後スムーズに行くのでないかなと思っているのですけれども、その辺はどんな考えでいるのでしょうか。

酒井課長 どうしても排雪のダンプが通る際に国道通って行かなければいけないという部分がありますので、そこでやっぱり渋滞を起こしてもというのがあるものですから、そこで優先的に国道をやった後という部分でやっていかなければいけないかなというふうに思っています。

工藤副委員長 その考えでいくと、国道が一番先にやるのだという、そういう考えにも立つとそういうことになるけれども、国道が全く通れないということはないはずだから、やはり町道の主要道路が国道をやる前にできると思います。そんな、国道の場合には走行するのに困難な状況にはしていないですから。やっぱりそれは気使って、国道やる前に町の主要道路をやるということにしないと、ダンプの確保ができないと思うのです。例えば国道と町道をやるのが時期がダブってしまえば、国道のほうにダンプ取られているから町道の排雪するダンプが少ないのだという、そういうことで、やはり作業がスムーズにいかないというのが結構見受けられるから、それはあくまでも国道の排雪をやって、国道が広がってから町道をやるのだという考えでなくてやってほしいなと思います。

酒井課長 お気持ちは分かるのですけれども、国道は大型バスだとか当然通ります。排雪作業は、さっき事例に出しましたけれども、何かあったときに国道自体が、当然町道に雪が積もっていれば国道もある程度雪が積もっている状況だと思うのです。そのときに、さっきおっしゃった都市間バスが通るということも当然起きると思うのです。そこにまた町の排雪のダンプが通ったりすると、車は通れるのですが、そこで渋滞起こしたりとか、そういうことも起こり得るのかなというふうに思っておりますので、そこは開建さんとも話は、そうしてくれという話はしないですけれども、何か話す機会がありましたら話はしてみますが、それで町のほうも範囲

が広いので、町道全部やるとしても2週間かかります。そういうことで、作業的なことだとか、実際の車、通行状況を考えると、国道を優先した中で、並行してもらおうとか、そういうことはあり得るのかもしれないのですけれども、そこは今までの慣例もある中で開建さんとも話はしてみたいと思うのですが、基本的にはそういうことも背景にはあるのかなというふうに私なりに思っております。

工藤副委員長 もう一点、去年は12月の末に町道の主要の部分が少し排雪をやって、それであとは1月にやったのですけれども、去年みたいな感じでそんなふうにとできると、要するにお正月というか、排雪はなかなかできない期間ってありますよね、1月の初めとか。だから、そういう排雪が休みというかできない期間が始まる前に少しやっておくと、その後スムーズに排雪作業ができるというのが去年あったので、できたら12月の末のうちに主要の道路を先に排雪しておけばいいと思うのですけれども、それはどうですか。

酒井課長 昨年、12月最終週に一度排雪する予定はある程度考えていたのですけれども、12月27日なののですけれども、1日に27センチ雪が降りました。そうなったときに、今度それだけの雪が降りますと、また除雪作業ですとか、結構な雪の量になりますので、またその雪を置いていたりとか、別な作業が入ってしまったというのがあったので、どうしても一部の道路になってしまったのですけれども、できるだけ年末につきましては車が増えるということは理解しておりますので、できる限りそういうような車が行き来しやすいような環境はつくりたいというふうには思っております。

村田議長 先ほど課長のほうから言葉で出たので確認したいのですけれども、島の関係、去年みたいな雪が降ってからやってくれるところはないよというような言葉だったので、そこら辺はきちんと契約をできて、予算的な数字契約というのかな、きちんとあって、今年は心配ないところで言ってもらえれば一番うれしいのですけれども、そこら辺をまず確認として。

酒井課長 今年、夏のうちに今年の委託契約設計に係る額は、考え方を業者さんのほうに伝えまして、そこでもうおおむね了解を得ております。先般、また10月にお会いした中では正式に契約準備に入りたいという意向を伝えた中で、今契約準備を着々としているところですので、去年みたいなこととはないというように思います。

村田議長 分かりました。よろしく申し上げます。それと、苦情の関係で、昨年度苦情の中にその他というのが3件ほどあるのですが、ちなみにその3件はどのような内容だったのか教えていただければと思います。

石垣主査 説明します。例なのですけれども、1件は自宅横に大量に雪を置いていくよとかというお電話があって、調べたらそれは別にうちのほうで置いてはいたのですけれども、そういうような苦情みたいのが来たので、それはその他にさせていただいた1件あります。そのほかについては、あとは運転手の方のたばこくわえて運転しているよというお電話だったりとか、そういった内容です。あと、場所は言えないのですけれども、道路の真ん中に雪捨てている人いるよとか、言っても聞かないので役場から言ってほしいみたいな、そういう内容がその他という形で3件という事でやらせてもらっています。

村田議長 今の答弁と違うその他なのですけれども、町民の方から多分役場のほうに言いづらかったのだらうと思うのですが、これは路線を言ってしまうと運転手まで分かってしまうので言えないのですが、雪が降っただけでなくて、風で地吹雪で吹きだまりになったりして車のはまったりすることってあるのです。これは、どんな年でも大体あると思うのですが、私が言われたのは、道路で吹雪だったのか吹きだまりに入って動けなくなった。その後に委託している町の除雪車来て、引き上げてほしいのですとお願いしたそうです。そうしたら、なかなか言いづらいのですけれども、俺はあなたを引っ張るために来たのでない、除雪に来たのだと言って引っ張ってくれなかったらしいのです。その苦情が多分こちらには来れなくて私のほうに、雪解けてからなのですけれども、そういう苦情が来て、先ほども話の中にもありましたけれども、地吹雪というのは幸町と川北でも原野線でも起きることなので、もしそうやって困っている町民

とかそういう人がいた場合は、確かに目的は除雪しに行ったのかもしれませんが、これは助けてやるのが筋ではないかなと皆思うと思うのです。これを組合のほうに上手にそういう話をさせていただきたいなと思っているのですけれども。

酒井課長 当然そういう天気の日って、恐らくあちこちでそういう事象が起きるのかなということも想定はされます。例えば道路も除雪しなければいけないということで、あちこちの路線の除雪をして回っているときに、あそこでそういうことが起きたから行ってくださいということもなかなか、その都度そこに行かせるというのは難しいのかなと思うのですけれども、恐らくたまたまそこにいたからということだと思いますので、そこはどのようなことができるのか。組合の中でどういう話になっているかも確認した中でお話はさせていただきたいと思います。

村田議長 要請したのでなくて、たまたま除雪に来たというところに出くわしたということなので、除雪する車って強いですから、その人がロープを持っていたとか、そこまでは聞いていないのですけれども、何も引っ張る手だてがなくてそうなったのかということも私も分かりませんが、できればそういうものも積んでおけば困った人がいれば助けられるのかなという、そういう苦情が来たものですから、よろしくお願いします。これで、答弁もらったので、よろしいです。
すみません。もう一つあります。これもまず先にお聞きしたいのですが、羽幌町で持っている車両の一覧の中で小型のロータリ除雪車は別として、ここにロータリ除雪車が6台あるのですが、そのうちの古いのもあるのですが、型として幅が狭いロータリ車、何台、今持っているのか。小型、歩道用ではなくて、ここだと青色の平成11年から始まって、一番新しいので令和2年までの中で古くてほかのやつより狭い除雪車があると聞いたのですけれども。

酒井課長 想定のお話になって申し訳ないのですけれども、恐らく小型が130というふうになっておりますので、これを見ると250というのが規格的に小さいものに当たるのかなというふうに思われます。

村田議長 馬力でね。

酒井課長 はい。

村田議長 私、毎年のように機械の更新ということをいつもお話をしているのです。去年は大丈夫だったのですけれども、その前の年はミッション壊れて1,000万円ほどの修理がかかったと同時に、それが直るまで使えないという。それは、結局町民に支障を来すということにつながりますし、この中でいくとそういう馬力が小さくて、ほかよりも幅が狭いようなロータリもあると聞いていますので、そういうところでいくと今言った課長の説明でいくと、平成11年のやつはもう経過年数が25年、ほかにも下ではダンプが28年にしても、使用する除雪車の、財政が厳しいとはいえ、雪国ですので、20年を超えたような状態で、なおかつ使用頻度が高いだとか、例えば使っている人がもうこれは危ないよとか、そういうところを勘案して、そういう修理代がなるべくかからないような状態で定期的にと言ったらいいか、ある程度そういう流れをちゃんとつくった中で更新をしていかないと、25年もたったものを無理して使うと、それこそ何かあったときにはミッションがいて、また何週間も動かなくなるとかというおそれがあるので、そこら辺は気をつけて、ちゃんと計画を立てて更新をして、町民のサービスに役立ててもらいたいなど。ほとんど毎年のように言うのですけれども、ここでいくとこういう25年もたった機械、あと2年もすれば25年の何台も出てくるのですけれども、それは状況とか使用頻度見ながらきちんと計画を立てて更新はしていただきたいなどという、これは要望というかお願いです。

酒井課長 車両につきましては、令和7年度以降、担当課としては1台ずつぐらいは更新していきたいというふうに考えております。当然更新する際は、実際に使っている方々の意見だとか、どういう車両がいいだとか、そういう意見を聞きながら更新はしていきたいというふうに思っております。

村田議長 よろしく申し上げます。終わります。

小寺委員長 ほかにございませんか。(休憩いいですか。の声) 休憩します。

(休憩 15:23～15:25)

小寺委員長 それでは、会議に戻します。
ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。(なし。の声) それでは、ないようですので、これにて除排雪業務については終了したいと思います。
どうもありがとうございました。
それでは、35分からデジタル推進課の事業についてを行いたいと思います。

(休憩 15:26～15:36)

小寺委員長
それでは、時間になりましたので、再開します。
デジタル推進課の事業についてということで、竹内課長から説明をお願いいたします。

3 デジタル推進課の事業について

説明員 デジタル推進課 竹内課長

竹内デジタル推進課長 15:36～15:42

本日は、本当に急にお時間いただきまして、ありがとうございます。座って説明させていただきます。

資料に基づきまして、説明させていただきます。

1番目の補正予算の概要ということで、12月議会におきましてデジタル推進課で補正予算の提出予定しておりますことから、その概要についての説明が主なものとなります。

(1)、窓口キャッシュレスの導入ということで、補正の中身としましては手数料1万3,000円の追加補正となります。次のカラーの資料を御覧いただきたいのですが、現在導入を予定しているのはA i r ペイというサービスを予定しております。クレジットカード、スイカのような交通系 I C、ペイペイのようなQRコード、あとアリペイとか銀聯のような中国系のサービスも対応しています。手数料は決済金額の3.24%になっております。ここ見えますか、タブレットと黒い端末。これは、全て無償で貸与してくれる上、月額料金もかからないということで、非常にこのサービスが有利かなと考えています。導入の予定は、令和7年2月からを想定しています。場所は、役場窓口、支所

窓口、健康センター、公民館、体育館など、予定していますけれども、今調整中です。資料戻りまして、年間手数料なのですからけれども、下の積算資料は677万円ぐらいが窓口とか健康センターの手数料、本当に大ざっぱな年間の総額なのですからけれども、これが多めに見て3割程度キャッシュレスで利用されるという計算で、それに対して3.24%掛けて、2月からなので2か月分ということで手数料1万3,000円の予算を算出しています。一応これ、まだ7年度の、新年度の予算とこちらの大本の7万3,000円のほうで予算要求する予定です。予算規模としては小さいのですけれども、町民の利便性に直結するシステムでありますことから、委員会での事前説明について今回お願いした次第でございます。

その次、行かせていただいているいいですか。2番のその他導入システムということで、(1)、電子契約システムの導入を予定しています。時期は、こちら令和7年2月から予定しています。こちら2万6,400円の2か月分と、金額規模が小さいものですから、既定予算の中で対応することとして、補正は行っておりません。資料、また御覧ください。GMOサインと書いているやつになります。導入予定しているのは、こちらのGMOサインというサービスになります。こちらは、北海道庁も昨年度から導入しているそうです。全く同じサービスになります。電子契約の方式としましては、次のページ見てもらって、裏側ですね。立会人型という方式を予定しています。これを簡単に説明しますと、システムから業者さんにメールが行って、業者さんがそのメールを開いたら契約書がぱっと出てきて、最後、中を見て承認というボタンを押すと。それで契約の意思があったものとみなされます。その返ってきた後、役場が承認のボタンを押すと、それらを承認したという意思表示を立会人であるGMOサインがオンラインで電子署名を行って、PDFに署名するという方式になっています。1回聞いただけでは理解できない部分あるかもしれないのですけれども、業者さんのほうで何か新しいシステム入れたりとかする必要がないので、簡単に始められるということでご理解いただければと思います。電子署名、もちろんペーパーレスになりますし、判こを押す手間だとか役場に契約書を持ってくる手間とか、そういうのがなくなるというメリットがあるのですけれども、最大のメリットとしては、これ文書ではないので、印紙が要らないということになっています。例えば500万円を超える請負工事なんかだと1万円の印紙貼りなさいとなっていますが、そういうのがなくなるので、町民に大変大きなメリットがあると考えております。

窓口キャッシュレスにしても電子契約にしても、どうして今年度やるのかということなのですけれども、我々も新年度予算の調査の中で進めてはいたのですけれども、実はほとんど無償、機械も無償貸与だし、新年度まで待つ理由が逆になくなってしまいました。早く始められるものは始めなさいということで、町長にも承諾を得たこともありまして、今年度やらせていただきたいなと思っています。電子契約にしてもキャッシュ

レスにしても、一番需要があるのが3月、4月なのかなと思いますので、その前に導入することで職員の練習する時間も得られると考えております。

最後になりますけれども、簡単に説明させていただきたいのですが、(2)でほっと号のバスロケーションサービス、実証実験と書いております。資料を用意しておりません。ほっと号なのですけれども、冬の間、除雪が追いつかないときなんか、タイヤが大幅に乱れまして、今フリー乗降なので、家の前でも乗れますが、来たものなのか、まだ来ていないものなのか、大体バスが遅れるときふぶいているときですから、今どこにいるのだというのが結構苦情あったらしくて、そういうのを住民のスマホからほっと号の位置がリアルタイムで5秒単位で表示するようなシステムで今見れるようにしようかなと思っています。実証実験と書いてありますけれども、先ほども雑談でお話したのですけれども、十勝のベンチャー企業でエゾウィンさんという会社、エゾウィンさんというのは道庁DX化のマッチングイベントでご紹介受けまして、実績としてエゾウィンさんが羽幌町とこれをやっていますとホームページに載せるということ、紹介させてくれということを条件に、今年度は無償でやらせてもらおうかなということで進めているところです。まだ決定はしていないのですけれども、いいものであれば除雪車に積んで、除雪車の日報の電子化であったりとか、難しいかもしれませんが、今どこで除雪しているみたいな見える化みたいな、技術的には可能なので、もしかしたら進められるかもしれないということで視野に入れております。

説明は以上でございます。

小寺委員長

それでは、質疑に入りたいと思います。質疑のある委員の方は、挙手にてお願いいたします。

— 主な協議内容等（質疑） — 15:42～15:47

村田議長 今最後のロケーションシステムという、もしやってみて、よかったら来年からバスから始まって、先ほど言った除雪車だとか、あと福祉バスだとか、いろんな部分で使えると思うのですが、1台、そういう設定すると金額が幾らとか、そういう料金システムというのは決まっているのかどうなのか。まだ決まっていない、実証だから、まだ何とも言えないのか。どのぐらいのシステムを利用するのにかかるのか、もし分かれば。

小寺委員長 暫時休憩します。

(休憩 15:44～15:44)

小寺委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

竹内課長 機械が1個、約10万円ぐらい、USBをシガーライターソケットに挿して、ぽんと置いておけば、それで十分使えるものです。利用料金が、プランにもよるとは思うのですが、ただ見るだけのものであれば1,000円ちょっとです。全てリアルタイムに見れるやつだと、1台3,000円ぐらいを予定しています。これを導入台数とかで金額変わってくる部分なので、その辺これからの交渉になると思います。

村田議長 そのバスに乗せるのが1個10万円で、見る人ではなくて、町が払う料金として2,000円とか3,000円という数字で、あとはそれを利用したい人は見れるということかな。

竹内課長 ご理解のとおりだと思います。

小寺委員長 3,000円は、年ですか、月……

竹内課長 月です。

小寺委員長 月額ですね。

工藤副委員長 まず、1番目の補正予算の概要とあるところの、この計算の方式が理解できないのだけれども、どういうふうなのですか。年間手数料、総額677万7,260円とあって、そのうち3割の数字があって、掛ける3.24%、これは何の計算というか、分からないのだけれども。

竹内課長 要するに印鑑証明が300円とか住民票何百円という、その積み上げしたものがこの670万……

工藤副委員長 年間。

竹内課長 年間で。

工藤副委員長 役場として。今までの。

竹内課長 今までのというか、5年の実績です。それが全部が全部キャッシュレスになるわけではないですよ。現金で払う方も多いと思いますので、大体3割ぐらいという本当に大ざっぱな想定で、3割ぐらいがキャッシュレスになったとして、結局決済された金額に応じた手数料がかかりますので、例えば1,000円のを決済した場合に32.4円になるのですか、この手数料がかかるので、結果手数料自体は7万3,202円、年間で考えると。2月から開始しますので、2月、3月の2か月分ということで割り返したものが1万2,200円。

工藤副委員長 今年度……

竹内課長 そうです。

工藤副委員長 分かりました。

小寺委員長 ほかにございませんか。(なし。の声)
以上で総務産業常任委員会の調査を終了したいと思います。ありがとうございました。